序章

平成30年は、北海道命名150年の節目の年にあたります。

今から150年前の1868年は、江戸幕府から明治政府へと時代が変わり、近代日本がスタートした節目の年でした。それまで蝦夷地と呼ばれていたこの大地は北海道と命名され、その後は石炭、木材、硫黄などの資源開発を中心に、道路、港湾、鉄道が整備され、さらに、ビール、製糖、製麻などの農産加工場や木工、鉄工、製鋼などの工場や鉱山など多くの官営事業が営まれ、当時はわずか6万人程度といわれる人口も、今では、自然豊かな恵みに支えられて約530万人が暮らす北海道へと発展してきました。

一方、経済成長の発展と引き替えに、公害問題に始まり、身近なごみの問題、自然環境の破壊、 地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題など、さまざま形で私たちは課題を突きつけられて います。

また、近年は、これまで経験したことのない異常気象など気候変動による影響が顕在化し、災害に対する備えが重要度を増してきており、こうした人類の生存や社会に対する脅威に対応するための新しい社会づくりへの挑戦とともに、自然の中で生きる様々な生物たちとの共生など、時代とともに変わりゆく課題に対する対応が求められています。

道では、平成28年3月に「北海道環境基本計画[第2次計画](改定版)」を策定し、「野生生物と共生する社会づくり」、「地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成」及び「豊かな自然の次代への継承」に重点的に取り組むなど、様々な環境施策を実施しており、今後も自然豊かな北海道を50年後、100年先の世代にしっかりと引き継ぎ、「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」をめざして取り組んでいかなければなりません。

本報告では、まず、平成29年度に重点的に取り組んだ事項を中心にトピックスとして紹介します。 なお、今年は、平成27年9月に開催された国連サミットにおいて採択された世界共通の目標となる SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)と環境保全の取組の関係がわかるよう、環境トピックスと第1~5章に、関連性の高い主なゴールを掲載しました。





環境トピックス

= 1 災害廃棄物処理計画~概要紹介~









平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年は、これまで経験したことのない大きな 地震や大雨などの災害が発生しています。ひとたび災害が発生すると災害廃棄物が大量に発生し、

その円滑な処理が滞ると、復興に著しい支障が生ずることから、平時からの発災時の備えがとても重要となっています。

このため、道では、災害からの早期復旧に向けて、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進することを目的として、発災時に道が対応すべき事項、市町村が災害廃棄物を処理するために必要な事項、関係機関の役割及び備えておくべき事項等を整理した「北海道災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定しました。

対象とする災害は、地震災害及び水害その他の災害としております。

災害対策基本法 (復興段階では大規模災害復興法) 連携 廃棄物処理法 災害基本計画 (復興段階では復興基本方針) 基本方針 (環境大臣) 環境省防災業務計画 廃棄物処理 施設整備計画 (H25.5 閣議決定) 災害廃棄物対策指針 廃棄物処理施設の災 害拠点化、耐震化等 の観点からも取組を 地方自治体が災害に備えて策定する災害廃棄物の処理 に係る計画の策定指針を提示 当該計画を策定していない地方自治体が、発災後に災 害廃棄物の処理指針とするものとしても活用。 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針 各種対が備えるべき大規模地震特有の事項 古様なが備えない。これが表も動作では 地域プロックにおける対策行動計画の策定指針 発生後に環境大臣が策定する処理指針のひな形 大規模災害廃棄物対策のための協議会等 平時から、広域での連携・協力関係を構築。 大規模災害発生時における 災害廃棄物対策行動計画 大規模災害の発生が予想される地域を含む 地域ブロックごとに策定。 一(相互に整合性を図る) 北海道 地域防災計画 (相互に整合性を図る) 市町村 地域防災計画 市町村災害廃棄物処理計画

■北海道災害廃棄物処理計画の位置づけ

災害廃棄物の処理の主体

は、基本的には市町村とし、道内で発生した災害廃棄物は道内で処理することを原則とした上で、 災害廃棄物の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図り廃棄物の減量化に努めるものとしており、 また、道としては、道内における広域的な相互協力体制の構築のため、国、市町村、関係機関、関 係団体との情報共有や連携に努めるほか、市町村の災害廃棄物計画策定の技術的支援や、発災した 際に被災した市町村内で災害廃棄物の処理が困難な場合の広域処理の調整等を行います。

2水素社会の形成に向けた取組
FCVや水素ステーションの整備













私たちは、日常生活や事業活動において、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスを大量に排出しています。

低炭素化に向けたエネルギーの利活用が本道でも重要となっており、その一つとして水素の活用があります。

水素は、利用段階で二酸化炭素を排出せず、エネルギー効率が高いなどの優れた特徴を有し、再生可能エネルギーから得られる電力による水の電気分解や、家畜ふん尿などのバイオマス資源から精製するメタンの改質など、多様なエネルギー源から製造することができます。このように製造段階においても二酸化炭素を排出しない「CO2フリー」の水素の活用は、地球温暖化対策として有効です。

また水素は、気体や液体、固体(合金に吸蔵)というあらゆる形態で貯蔵・輸送することができ、 燃料電池により電気・熱の供給が可能であることから、送電網が脆弱な地域において災害時などの 自立したエネルギー供給という観点からも活用が期待されています。

道では、再生可能エネルギーについて全

国トップクラスのポテンシャルを有するなどの本道の特徴を活かし、CO2排出量削減等に向けて水素社会の形成を図るべく、「北海道水素社会実現戦略ビジョン(平成28年1月)」及び「水素サプライチェーン構築ロードマップ(同年7月)」を策定しました。これらビジョンやロードマップに基づき、水素サプライチェーンの構築を推進するため、平成29年7月に公用車として燃料電池自動車(FCV)を導入し、また、国、道及び札幌市の補助を活用して民間企業が同市内に設置した道内初となる商用の

■水素社会実現に向けた展開イメージ



移動式水素ステーションが平成 30 年 3 月から運用を開始しており、道央圏の水素活用の基盤整備 や普及啓発を図っています。

これらの取組は、ビジョンの最終目標である「再生可能エネルギー由来水素のサプライチェーン構築」に向けた一歩ではありますが、引き続きFCV等の普及などを図るとともに、道内各地で行われている実証や様々な検討を通じた地産地消を基本とした水素の利活用を推進し、本道が有する豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを背景とした水素製造体制の整備や、全国的なサプライ

チェーンの構築に向けた取組を推進することとしており、水素活用の更なる加速が期待されます。

■燃料電池自動車「ミライ」(道公用車)



■札幌市内に開所した移動式水素ステーション



= 3 エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業



「北海道」と命名される明治期以前の北海道には、今日から想像もつかないほど多くのエゾシカが生息していたと伝えられています。松浦武四郎の東蝦夷日誌(1863)には、草が枯れて一面赤くなっていると見えた地表が、実はすべてエゾシカであり、弓矢を持ったアイヌの人々の接近により八方に逃げ散るシカの大群を見て、武四郎が大いに驚いた様子が記されています。

しかし、明治初期の大雪と乱獲により、エゾシカは一時、絶滅寸前にまで激減し、北海道開拓の歴史は、大半がエゾシカのいない状況で進められることとなり、狩猟や食肉、皮革利用等の文化が本道に根付くことはありませんでした。

一方、その後の保護政策や生活環境の改変などにより、エゾシカは分布域を広げながら生息数を 大幅に増加させ、昭和末期から平成にかけて、エゾシカによる農林業被害額が急激に増加するなど、 深刻な社会問題となりました。エゾシカと共存しつつ、豊かで安全・安心な社会を実現するため、 狩猟や利活用を改めて見つめ直し、根付かせ、育成していくことが、今の北海道に求められていま す。

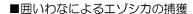
道では平成12年に「エゾシカ保護管理計画(第1期)」を策定し、以降、エゾシカの生息状況や 社会情勢の変化等を踏まえて改定を続けながら、エゾシカの捕獲推進や狩猟者の育成、農林業被害 の防止、有効活用の促進など、総合的なエゾシカ対策に取り組んでいます。これまでの取組により、 平成23年度をピークとして農林業被害や推定生息数が減少傾向に転じるなど、一定の効果が見られていますが、依然として高水準で推移する状況が続いています。

また、捕獲圧の高まりに伴い、野生鳥獣の捕獲が制限される鳥獣保護区や自然公園等にエゾシカが逃げ込むなど、捕獲困難な状況も見られるようになってきたため、道は全国知事会等と連携して、鳥獣管理対策にかかる新たな支援や財政措置等について国に粘り強く働きかけを行ってきました。その結果、平成 26 年 5 月には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第88号)」が改正され、法の目的に「鳥獣の管理(増加しすぎた鳥獣の生息数を適正な水準に減らす

こと)」が位置づけられるとともに、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ(エゾシカを含む)及びイノシシ)について、都道府県または国の機関が捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」が新たに創設されました。

道では、平成 27 年度から本事業を活用し、鳥獣保護区などの逃避地における捕獲事業に取り組んでおり、平成 27、28 年度はモデル事業として捕獲を実施するとともに、計画の立案から地元調整、捕獲、処理に至る一連の手順をエゾシカ捕獲手法マニュアルとして取りまとめ、平成 29 年度からは同マニュアルに基づく捕獲事業を全道で展開しています。その結果、平成 27 年度から 29 年度までの、3 カ年で、実施地域は延べ 17 箇所、捕獲頭数 911 頭となっており、捕獲個体は貴重な地域資源であることから、可能な限り食肉やペットフードとして活用しました。

道では今後とも、本事業の実施等を通じて、捕獲技術の向上や普及、有効活用の促進に取り組みながら、本道におけるエゾシカの狩猟や利活用を定着させる取り組みを進めます。















生物の多様性は、本道の豊かな自然環境を形成するとともに、社会経済の基盤や安全で安心な生活にもつながっており、その恵みを将来に渡って享受していくことが、本道の発展にとって重要な課題となっています。

本道では希少野生動植物種の生息数・生息域が減少しつつあるほか、エゾシカの著しい増加や外 来種の侵入により農林業や生態系等に係る被害が発生している状況にあります。

道では、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、道内で生物多様性の保全等に関して、優れた活動・模範的な活動を行う企業、団体などを表彰する制度を平成 29 年度に創設しました。

第 1 回の受賞者は、「株式会社アレフ」(北海道指定外来種トノサマガエルの駆除活動)」、「尻別川の未来を考えるオビラメの会」(絶滅危惧種イトウ尻別川個体群の復元活動)、「UWクリーンレイク洞爺湖」(洞爺湖における特定外来生物ウチダザリガニの捕獲調査)の3 団体です。

平成30年2月に開催した『環境道民会議ウィンターミーティング2018 ~生物多様性保全フォーラム「多様な主体の連携・協働に向けて」~』において、130名が参加する中、表彰式及び受賞者の活動発表が行われました。

今後、受賞者の活動が広く道民に紹介されることにより、道内各地で取り組まれている様々な生物多様性の保全等に関する活動をより一層活性化するとともに、新たな企業や団体が活動に取り組むことが期待されます。

■株式会社アレフの活動



■尻別川の未来を考える オビラメの会の活動



■UWクリーンレイク 洞爺湖の活動

